事業主の皆様へ

千葉市中央区中央２－７－１
千葉中央社会保険労務士法人
☎ 043-307-9231



有給休暇の事前申請

有給休暇の事前申請ルールはどのように運用すべきか確認してみましょう。

年次有給休暇

年次有給休暇とは、労働者の心身の疲労回復、労働力の維持培養を図るため、
また、ゆとりある生活の実現に資するため
休日のほかに毎年一定日数の有給休暇を与えることとしています。
パートタイム労働者など、所定労働日数の少ない労働者であっても付与されます。
2019 年 4 月からは、年 10 日以上の年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年５日を取得させることが義務付けられています。

請求された日を変更してもらうことは可能？



年次有給休暇は、従業員に認められた「当然の権利」であり、
時季指定権の行使によって、会社に対して労働の免除請求（有給休暇の取得）が可能ですが、
会社は「正常な事業運営の確保」を盾に時季変更権を行使することも可能です。
ただし、時季変更権のハードルは高いため、より早い段階の申請に協力いただき、
業務に支障が無いようにするしか方法はありません。



努力目標として、より早い申請時期を就業規則に規定するわけですが、
「有給休暇取得日の１ヶ月前までに」では、労基法の《年次有給休暇取得権》を
奪うこととなり、違法または無効とされることがあります。
実務上採用されている事前申請期間は、「3 日前から 1 週間程度」です。
1 週間前までに所属長を経由して会社の承認を得ることが最も多い規定例となります。
最高裁判例で示された限界は、「前々日」です。
実務運用では、ご注意ください。

Check

・・・年次有給休暇の利用目的については、労基法の関知しない事項であり、
使用者の干渉を許さない労働者の自由とされていることも忘れないようにしましょう。

